

消防署からのお知らせ



回覧

令和8年1月1日施行の火災予防条例一部改正に伴い、火入れ許可を受けた方に限り、消防署への「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」が省略できることとなりました。

また、令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災の発生を受け、1月から5月の間、一定の気象条件により「林野火災注意報」、「林野火災警報」が発令されることとなりましたので火入れ・たき火等を実施される方は、下記事項に十分注意のうえ実施していただきますようお願いいたします。

1 「林野火災警報」発令中は、許可を受けた火入れであっても、原則、実施することができません。

林野火災警報発令中は、右枠内の火の使用が制限されます。

火の使用の制限に違反した者には、罰則（30万円以下の罰金または拘留）が課せられる場合があります。

林野火災警報が発令された場合には、

- ・須賀川地方広域消防組合ホームページ
- ・災害情報案内（0248-76-8181）
- ・最寄り消防署への電話による問合せ
- ・市町村の防災行政無線

を確認することができますので、火入れ行為等を実施する前に必ずご確認ください。

【火の使用の制限】

- (1)山林・原野等において火入れをしない
- (2)煙火を消費しない
- (3)屋外において火遊び・たき火をしない
- (4)屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他可燃物の付近で喫煙しない
- (5)山林・原野等の場所で喫煙しない
- (6)残火(たばこの吸殻含む)、取灰または火粉を始末する

2 「林野火災注意報」発令中は、火の使用の制限に従うよう努めなければなりません。

林野火災注意報が発令された場合には、

- ・須賀川地方広域消防組合ホームページ
- ・災害情報案内（0248-76-8181）
- ・最寄り消防署への電話による問合せ

を確認することができますのでご協力ください。

【注意報発令基準】（1月から5月の間）

下記のいずれかの条件になった日

- (1)前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2)前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発令中

【警報発令基準】（1月から5月の間）

注意報のいずれかの条件

+ 強風注意報が発令中

3 火入れ、たき火を実施する際の注意事項

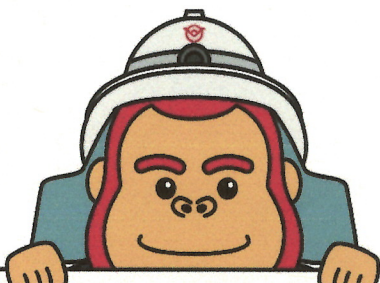
- (1) 消火用具を準備して行いましょう。
- (2) 一度に多数箇所に点火しないようにしましょう。
- (3) 山際では行わないようにしましょう。
- (4) 万が一に備え、複数人で実施しましょう。

【林野火災注意報・林野火災警報は、下記の区域ごとに発令されます】

須賀川市（長沼・岩瀬地区を除く） ・ 須賀川市長沼地区 ・ 須賀川市岩瀬地区 ・ 鏡石町 ・ 天栄村（湯本地区を除く） ・ 天栄村湯本地区 ・ 石川町 ・ 玉川村 ・ 平田村 ・ 浅川町 ・ 古殿町

岩手県大船渡市の大規模林野火災により、死者1名が発生したほか、多数の家屋焼失、断水、通行止めなどの物理的な被害と、長期間にわたる自衛隊・消防の大規模派遣など、想像を超える被害が発生しました。当組合管内においても山林が多く存在することから、同様の災害が発生する可能性があります。

住民の皆さまの大切な命や財産、貴重な森林資源を守るため、ご理解とご協力をお願いいたします。



「火入れ等開始前」と「消火後」は最寄りの消防署へご連絡ください。

また、消防署へ通報があった際には消防車が出動する場合がありますので、ご了承ください。

須賀川地方広域消防組合

消防本部	0248-76-3114	石川消防署	0247-26-3161
須賀川消防署	0248-76-3197	玉川分署	0247-57-4112
長沼分署	0248-67-3303	平田分署	0247-55-2213
鏡石分署	0248-62-4511	浅川分署	0247-36-2009
湯本分遣所	0248-84-2112	古殿分署	0247-53-3412